

第27回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年5月22日（水）13時30分～14時20分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 農地法の適用外証明願いについて
協議事項(1) 令和6年度畑地化促進事業の申請について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 18名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 古 山 誠
農地係長 大 道 学
主 任 下 野 優 貴
農政課 主 査 大 崎 純

第27回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	
7	中塚義弘	
8	小倉 明	
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	
夏井	中川原 広 志	
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 館 靖	
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 館 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第27回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。4番木村委員、6番鹿糠勇委員、7番中塚委員、8番小倉委員、11番宇部文人委員、14番柿木委員、間推進委員、切金推進委員、中川原推進委員、大上推進委員、下館靖推進委員、類瀬推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。それでは久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員に、10番高倉委員、13番大鹿糠委員を指名します。書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。
下野主任	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人が農地としての管理が困難となったため、譲受人へ売買により売り渡し、野菜を栽培するものであります。売買額は合計〇〇万円と伺っております。 付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人及びその家族が申請地に隣接する住宅へ引っ越しをすることとなり、申請地を家庭菜園の用途でジャガイモやダイコン等を栽培するため、売買により譲り受けるものです。売買額は〇〇万円と伺っております。地籍図上、〇番〇となっている土地が居宅のある土地となります。 付議番号3、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請

発言主旨

者は親子であり、息子へ申請地を贈与により譲渡し、牧草および野菜を栽培するとのことです。

付議番号4、土地の表示、譲渡人、譲受人はそれぞれ記載のとおりです。譲渡人が高齢となり農地の管理が難しくなったとの事で、後継者である息子へ贈与し、野菜等を栽培するとのことです。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。ここで現地調査員からの報告をお願いします。付議番号1から3は、田村委員、お願いします。

田村委員

5月14日に、大崎推進委員、事務局2名、計4名で現地調査をしました。

付議番号1ですが、場所は、夏井町の〇〇付近となります。現地は草刈りも行い管理されていたので、問題ないと思われます。

付議番号2は、場所は〇〇交差点から海側に向かい〇〇神社の隣です。現地は草刈りをして管理されていました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

付議番号3は、場所は、待浜町〇〇地区ですが1件目は付議番号2の西側に隣接してるところ、2件目は付議番号2の申請地から国道方面に150m行ったところ、3件目が付議番号2の申請地から国道方面に500mほど海側に行ったところ。現地はそれぞれ、牧草地として管理されていて問題ないものとみて参りました。

ご審議をよろしくお願ひします。

会長

付議番号4は高倉委員、お願いします。

高倉委員

5月20日に、事務局2名と私と3名で現地調査をしました。

場所は、〇〇場から2kmほど行ったところになります。現地は草刈りがされていて農地として管理がなされていました。

親子間の贈与とのことですし、問題ないものとみて参りました。ご審議をどうぞよろしくお願ひします。

会長

議案第1号農地法第3条の規定による許可について、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑を打ち切ります。議案第1号については、特に意見がないものとしてよろしいですか。

	発言主旨
	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決しました。</p> <p>次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可についてご説明します。</p> <p>付議番号1、土地の表示、申請人は記載のとおりです。自己住宅の建築のため、転用するものです。申請人は夏井町地内で候補地を検討した結果、地権者との権利調整や大雨等の水害の影響を考慮した結果、申請地を適地として選定したとのことです。なお、申請地は10ha以上の一体の農地団に含まれる農地のため、転用が原則不許可となる第1種農地となりますが、例外として「集落に接続して建設される住宅であり、農地を分断しないもの」は許可が可能であり、条件が合致することから申請に至ったものです。以上で、議案第2号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査員からの報告をお願いします。田村委員。</p>
田村委員	<p>5月14日に大崎推進委員と事務局2名と私と計4名で現地調査をしてまいりました。場所は〇〇センターから200m付近のところ。現地は畑で耕作はされていませんが管理はなされていまして。自己住宅の建築のため、災害等を考慮したうえで選定したとのことです。問題はないものとみて参りました。以上です。</p>
会長	<p>議案第2号について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第2号については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見なしとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可についてご説明します。</p> <p>付議番号1-①から1-⑦については関連があるため、一括して説明します。</p>

発言主旨

付議番号1-①、付議番号1-②、付議番号1-③、付議番号1-④、付議番号1-⑤、付議番号1-⑥、付議番号1-⑦、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

現在、岩手県が実施している〇〇改修工事に係り、一時転用によって仮設道路および仮設作業場を設置するもので、申請人が岩手県より本事業を委譲され、主体となって実施することから申請に至ったものです。賃借料は総額〇〇円と伺っております。なお、申請地は農振地域内となりますが、農振計画への影響がない旨を農政課より確認し、また3年以内の一時転用の場合は農振除外せず転用が認められることから申請に至ったものです。

付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。資材置場、駐車場とするため転用するものであります。申請人は申請地に隣接するタイヤ販売・整備工場を運営しており、事業拡大に伴い現在の敷地では手狭となったため、売買により転用しようとするものであります。売買額は〇〇万円と伺っております。地籍図上、隣接している〇番〇が店舗及び整備工場となっております。また、申請地は農振区域となっておりますが、今年4月10日に除外となっている事を申し添えます。

付議番号3、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。太陽光発電システム設置のため、賃貸借により農地の一部を転用しようとするものです。借期間は20年となり、賃借料は年間〇〇万円と伺っております。太陽光パネルは合計344枚設置を予定しております。

また、申請面積が3,000㎡超となることから、岩手県農業会議開催の常設審議会による意見聴取を要するものであることを申し添えます。以上で議案第3号の説明を終わります。

会長

議案第3号について、事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告を願います。大崎推進委員、付議番号1から2番までお願いします。

大崎推進委員

現地調査をして参りましたので報告します。

5月14日に、田村委員と私、事務局2名の4名で現地調査をして参りました。付議番号1ですが、場所は〇〇学校から〇〇方面へ2kmほど行ったところ。現地は田として耕作はされておらず、敷鉄板を敷いて、工事終了後は復旧するとのことでしたので、問題ないものと思われ。ご審議をお願いしたいと思います。

付議番号2は、場所が国道45号沿い、〇〇店から200mほど行ったところ。現地は管理がされており、周りは、整備工場や住宅に囲まれ

	発言主旨
	ていました。整備工場の裏に駐車場をつくりたいとのことですのでやむを得ないとみて参りました。ご審議をお願いしたいと思います。
会長	付議番号3は高倉委員、お願いします。
高倉委員	5月20日、私と事務局2名の3名で現地調査をして参りました。付議番号1ですが、場所は〇〇から南下し2.5kmほど行ったところです。現地は草刈りはされて管理はされていきました。他に太陽光設置ができる場所もないようですので、やむを得ないものとみて参りました。ご審議をよろしくお願いします。
会長	議案第3号農地法第5条の規定による許可について、事務局の説明と現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。議案第3号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見なしとして決しました。 次に、議案第4号農地法の適用外証明願いについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
下野主任	議案第4号農地法の適用外証明願いについてご説明します。付議番号1、土地の表示、願出人は、記載のとおりです。相続物件であり、土地の調査をしていたところ、地目が畑となっていることに気づいたとのことです。30年以上前より耕作が放棄され、願出人が相続し、土地の調査を行った際に地目が農地となっていたことに気づいたとのことです。 付議番号2、土地の表示、願出人は記載のとおりです。相続物件であり、所有地の整理のため、調査をしていたところ、地目が畑となっていることに気づいたとのことです。昭和62年に隣地に住宅が建設され、その際に土砂、砂利等が願出地に盛土され、そのまま耕作が行われず20年以上が経過し現在に至るとのことです。 続きまして、付議番号3、土地の表示、願出人は記載のとおりです。平成15年に宅地内に新設した物置について、昨年調査を行ったところ、一部の地目が畑となっている隣地へ越境していることが分かったため、該当部分を分筆し現況に合わせるものです。物置は先代が建築したものであり、今回の調査を行うまで現況を知らなかったとの事

発言主旨

であります。

付議番号4、土地の表示、願出人は記載のとおりです。相続物件であり、農地法による許可をすでに受けていると思っていたとのことでもあります。耕作は平成10年頃からされておらず、経過により山林化し現在に至ると伺っております。以上で、議案第4号の説明を終わります。

会長

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告をお願いします。付議番号1番は大崎推進委員、お願いします。

大崎推進委員

5月14日、田村委員と事務局2名と現地調査をして参りました。場所は、〇〇学校から500m位野田村側に行ったところで、1カ所目の〇-〇があり、すでに山林となっていることを確認しました。2カ所目は1カ所目から細い山道を1km位入ったところで鉄塔があり、鉄塔から1kmから2km行けば太平洋となっています。全体が山林となっていました。30年以上前の昔は畑が多くあったようでしたが、現状は山林となっていました。適用外もやむを得ないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

付議番号2から4までは、田村委員お願いします。

田村委員

5月14日に大崎推進委員と私と事務局2名と現地調査をして参りましたので報告します。

付議番号2は、場所は〇〇を東に150mぐらい行ったところで、現地は小屋が建てられており、20年以上経過しているようで、致し方ないのかなと思われました。

付議番号3は先ほど議案第1号付議番号2番で申請のあった場所の隣の小さい区画になります。現地は物置が建っておりまして、事務局の説明のとおり、その部分を分筆して現況と合わせるとのことですし、物置も建築して20年以上経っていることから、適用外でやむを得ないとみて参りました。

付議番号4は、付議番号3の申請地から150mほど国道に行ったところになります。現地には背の高い木々が生い茂っており山林化していました。状況からみても、適用外は仕方がないと思いましたので、ご審議の程よろしくをお願いします。

会長

議案第4号について、事務局の説明と現地調査委員からの報告が終わ

発言主旨

りました。質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第4号について特に意見がないものとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

付議番号3について、特に意見がないものとして決しました。

協議事項(1) 令和6年度畑地化促進事業の申請についてを議題といたします。農政課大崎主査、お願いします。

農政課大崎主査

協議事項(1) 令和6年度畑地化促進事業の申請の概要について、ご説明します。皆さまご承知のとおり、国の政策が変わり、令和9年度から、水稻の作付をしない限り水田への転作交付金が出なくなります。

この畑地化促進事業は、申請し採択され、今後5年間継続して転作作物を作付することで、これまでの転作交付金の代わりにまとまった額の交付金を受け取れる制度です。ただし、要件が厳しく、現在転作の交付金を受けている方全員が申請できるものではありません。詳しくは参考資料に記載しておりますので、後でご覧願います。本日は、申請に必要な書類のひとつに、地域の関係機関、土地改良区、農業委員会などから、交付申請者が畑地化申請することに合意を得たことが客観的に確認できる資料とあり、農業委員会の皆さまから同意をいただきたいことから協議するものです。なお、当方で後日土地改良区にも伺って、説明、協議を予定しています。

資料をご覧ください。1ページ目に、今年度の申請の地区ごとの集計を記載しております。4月中旬に申請案内の通知文書を送付し、13名、申請予定面積10万3,939㎡、148筆の申請がありました。

なお、事前に行っていた要望調査では、60名ほどの農業者からの今年度の申請要望があったところですが、団地化されていない、年齢の問題で5年継続して作付が難しい、土地所有者からの同意が集まらない、など、交付要件を満たせないことが理由で、申請を辞めた方、申請書類は出したけど取り下げになった方、来年度以降申請することに変更する方などがおりました。今回挙げている申請分についても、今後若干の取り下げが発生する可能性があることをご了承願います。

2ページ目からは、地区ごとの申請の詳細となっております。申請者名、申請面積、申請をする予定水田の番地や面積、今後5年間作付する転作作物、土地の所有と同意、図面などを地区ごとに記載しております。なお、土地改良区決裁金の要望はありませんでした。また、取りまとめが間に合わず、山形地区の図面は川井以外、用意できなかったこと

	発言主旨
	<p>をご了承お願ひします。</p> <p>天神堂地区は1名、小久慈地区は1名、夏井地区は4名、宇部地区は1名、霜畑地区は1名、川井地区は1名、荷軽部地区は2名、日野沢地区は1名、戸呂町地区は1名の申請がありました。</p> <p>説明は以上です。ご審議をよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>農政課からの説明が終わりました。皆さんから質問ございませんか。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>水田をやめて畑にするという制度ですが、米作から他の作物を転換していくこと、食料自給率が38%で将来の見通しも立てられない状況です。また、国の方針では農業予算を減らしている状況です。皆さんのご理解をお願ひします。</p>
会長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>協議事項(1)令和6年度畑地化促進事業の申請について、意見がないものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>意見がないものとして決しました。</p> <p>次に、報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明を願ひます。</p>
下野主任	<p>報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので、ご報告します。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で13件あり、届出事由をすべて相続によるものでした。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>相続ですから、よろしいですね。次に報告事項(2)、会務報告。局長、説明願ひます。</p>
事務局長	<p>(会務報告 令和6年4月24日～令和6年5月22日)</p>
会長	<p>その他、何かございますか。なければ、終了してよろしいでしょうか。以上をもちまして、第27回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦勞様でした。</p>

14 時 20 分閉会